

平成30年度

指 定 管 理 者
監 査 報 告 書

八代市監査委員

八 市 監 第 3 4 1 号

平成 3 1 年 3 月 1 8 日

八 代 市 長 中 村 博 生 様
八 代 市 議 会 議 長 福 嶋 安 徳 様

八代市監査委員 江 崎 眞 通

八代市監査委員 上 原 治

八代市監査委員 増 田 一 喜

指定管理者監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

目 次

○株式会社 東陽地区ふるさと公社

1	監査の種類	1
2	監査の範囲	1
3	監査の実施期間	1
4	監査の対象	1
5	指定管理の概要	1
6	監査の方法	2
7	監査の着眼点	3
8	監査の結果	3
9	意見・要望	4
	参考資料	6

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく指定管理者監査

2 監査の範囲

平成27年度から平成29年度における指定管理に係る施設の管理、会計処理等に関する事務の執行

3 監査の実施期間

平成31年2月7日から平成31年2月20日まで

4 監査の対象

団体の名称	主管課
株式会社 東陽地区ふるさと公社	観光振興課、東陽支所地域振興課

5 指定管理の概要

(1) 指定管理施設の概要

施設名	所在地及び施設概要
八代市産地形成促進施設東陽交流センター「せせらぎ」	東陽町南 1050 番地 1 鉄筋コンクリート地下1階、地上2階建 ・延床面積 2,205.91 m ² 1階 レストラン、菓子製造直売室 産地情報コーナー、加工品直売コーナー 2階 大浴場（男女各1）、家族風呂2、休憩室
八代市農林産物等直売施設「菜摘館」	東陽町南 1051 番地 1 木造平屋建て コロニアル葺 ・建築面積 267.75 m ² 野菜直売所

(2) 対象団体の概要

平成30年4月1日現在

名 称	株式会社 東陽地区ふるさと公社
設 立 年 月 日	平成16年11月1日
所 在 地	八代市東陽町南 1051 番地 1

役員・従業員	代表取締役 田中 浩二 取締役副社長 1名 取締役 3名 取締役専務 1名 監査役 1名 従業員 34名
設立の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・東陽町の農産物や加工品、特産品を活かした商品やサービスの提供 ・東陽地域の産業、観光に関する情報の収集、イベントなどの企画 ・温泉浴場の経営
主な事業	<p>①観光施設の管理運営に関する事業（指定管理施設）</p> <p>(1)産地形成促進施設東陽交流センター「せせらぎ」</p> <p>(2)農林産物等直売施設「菜摘館」</p> <p>②東陽町の農産物や加工品、特産品の提供</p> <p>各種イベントへの出展販売</p> <p>出張販売（県庁、福岡等）</p> <p>菜摘館生産者との連携</p> <p>③東陽地域の産業、観光に関する情報の収集、イベントなどの企画</p> <p>周年祭実施</p> <p>東陽山村振興協議会、加工グループ等各種団体との連携</p> <p>観光スポット等HPによる情報発信</p>

(3) 指定管理の状況

(ア) 選定方法

八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条公募による指定管理者の候補者の選定による。

(イ) 指定管理期間

平成27年度4月1日から指定管理者制度を導入し、次の指定期間で指定管理者が施設の管理運営を行っている。

第1期 平成27年4月1日から平成29年3月31日まで（2年）

指定管理者：株式会社 東陽地区ふるさと公社

第2期 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年）

指定管理者：株式会社 東陽地区ふるさと公社

(ウ) 指定管理料

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	12,960千円	12,960千円	7,020千円

※利用料金制採用

6 監査の方法

今回の監査については、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、同法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体について、「指定管理者」の監査として、本年度は「株式会社 東陽地区ふるさと公社」（以下「ふるさと公社」という。）を選定し、監査を実施した。

監査では、次の着眼点に基づき、施設の運営管理が適切に行われているか、利用促進が図られているかなどについて、ふるさと公社及び主管課に關係書類の提出を求め、關係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査を行うとともに、關係職員から説明聴取を実施した。

7 監査の着眼点

(1) 団体に関する事項

- ・協定に基づく義務の履行は適切に行われているか
- ・各種報告は協定どおりなされているか
- ・協定の内容に反する第三者への委託を行っていないか
- ・管理に関する経費の請求、受領は協定どおりにされているか
- ・事業報告書の提出は期限内になされているか
- ・事業報告書は適正に作成されている。
- ・経費節減は図られているか
- ・利用促進のための努力はなされているか
- ・施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか
- ・施設の管理に係る収支關係帳簿、記帳は適正になされているか
- ・領収書類の整備、保存は適切になされているか
- ・経理規定等の諸規定は、整備されているか

(2) 主管課に関する事項

- ・施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか
- ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか
- ・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか
- ・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか
- ・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか
- ・事業報告書の点検は適切になされているか
- ・指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか
- ・指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか
- ・モニタリングのチェックは十分か
- ・実査等行っているか

8 監査の結果

指定管理事務について、ふるさと公社にあつては管理運営に関する業務において、主管課にあつてはふるさと公社に対する指導面において、概ね適正に行われていたが、一部に改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、口頭で改善の要望を行った。

(1) 団体に関する事項

- ① 管理運営に関する業務において、次のような不適切な事例が見られた。

- ・菜摘館の利用料金について、八代市農林産物等直売施設条例に基づいた承認申請が行われていない
- ・事業計画書及び事業報告書の提出が協定書及び業務仕様書に基づいていない

指定管理業務については、指定管理制度の目的達成のために、関係条例、協定書等に必要事項が規定されている。適正な管理運営となるよう、適時適切に事務を行い、協定書等の遵守について徹底を図っていただきたい。

- ② 管理業務の委託において、複数の見積徴取が行われていないものや見積書や契約書、仕様書が作成されていないものが見られた。これらの書類は委託業務の内容を明らかにするとともに、契約に至った経緯を確認する書類として必要となるものである。

管理業務の委託契約にあたっては、指定管理制度の趣旨に則り、競争性を発揮し、経費縮減を図る必要がある。

委託契約の際は、業務内容や相手方の選定について十分に検討を行い、適切に事務処理を行っていただきたい。

(2) 主管課に関する事項

- ① 協定書においてふるさと公社に提出を義務付けている文書について、内容が不十分となっているものや提出期限が守られていないものがあった。

主管課においては、改めて協定書の確認を行い、協定書内容の遵守について、ふるさと公社に適切な指導を行っていただきたい。

また、提出された文書の内容についても精査し、必要な助言を行っていただきたい。

- ② 関係条例及び協定書において、あらかじめ市の承認を得なければならないとされているものについて、次のような不適切な取り扱いがあった。

- ・承認を得ないまま業務が行われていたもの
- ・定められた期日までに承認が行われていないもの
- ・審査を十分に行うことなく承認されていたもの

市の承認が必要なものについては、適正な時期に承認申請を提出するよう指導し、適正な審査を行った上で承認を行っていただきたい。

9 意見・要望

当該施設については、平成27年度に指定管理制度を導入し、ふるさと公社を指定管理者として、施設の管理及び運営が行われてきたところである。

施設の利用状況については、八代市産地形成促進施設東陽交流センター「せせらぎ」、八代市農林産物等直売施設「菜摘館」いずれも利用者数は減少傾向にある。

平成29年度収支を見ると、2施設の使用料収入は、利用者数の減少に伴い、前年度より減少している。バイオマスボイラーを活用した燃料費の経費削減等により支出も減少したため、単年度収支は黒字を確保されているものの、純利益は減少している。

管理及び運営に関する業務においては、条例や協定書等に基づかない事例が一部に見られた。施設の管理や市への報告にあたっては、条例や協定書等を遵守するようにしていただきたい。また、会計業務においては、迅速且つ正確に統一した処理が行えるよう経理規程を定め、能率的運営に努めていただきたい。

今後は、指定管理制度の趣旨に則り、収入面では集客及び収益拡大に向けての取り組みを充実させ、支出面では競争性を発揮した経費節減への取り組みを引き続き行っていただきたい。

主管課においては、指定管理業務に関する報告書確認や指導等が不足している部分が見られた。指定管理施設の関係条例や協定書等が遵守されているか確認を行い、必要に応じて指導や助言を行うようにしていただきたい。また、指定管理業務について、適切な評価・検証を行っていただきたい。

今後、適正な施設の管理を行うとともに、更なる利用者の増加を図るため、ふるさと公社においては、利用者の要望把握、人材育成の促進に努め、主管課においては、指定管理制度のメリットが十分発揮されるようにふるさと公社と緊密な連携を図り、適時適切な指導、助言を行っていただきたい。

参考資料

【施設利用者数及び使用料収入の状況】

(単位：人、円)

施設名	利用状況	H27年度	H28年度		H29年度				
				前年増減	前年比		前年増減	前年比	
産東陽「 地陽「 形交せ 成流せ 促セラ 進シタ 施設」	夢あかり (温泉)	利用者数	68,910	68,583	△ 327	100%	67,859	△ 724	99%
		使用料収入	32,459,581	33,040,701	581,120	102%	31,369,866	△ 1,670,835	95%
	さんふるる (レストラン・パン等)	利用者数	35,639	34,581	△ 1,058	97%	33,379	△ 1,202	97%
		使用料収入	49,794,078	47,832,674	△ 1,961,404	96%	49,023,379	1,190,705	102%
	さんぐらん (物産)	利用者数	42,951	43,497	546	101%	41,940	△ 1,557	96%
		使用料収入	27,214,848	28,667,501	1,452,653	105%	26,066,685	△ 2,600,816	91%
農林水産物等直売施設 「菜摘館」	利用者数	129,338	125,464	△ 3,874	97%	125,429	△ 35	100%	
	使用料収入	41,827,318	43,849,661	2,022,343	105%	45,738,294	1,888,633	104%	
2施設合計	利用者数	276,838	272,125	△ 4,713	98%	268,607	△ 3,518	99%	
	使用料収入	151,295,825	153,390,537	2,094,712	101%	152,198,224	△ 1,192,313	99%	

【収支の状況】

(単位：円)

収 益	平成27年度	平成28年度	平成29年度
使用料	151,295,825	153,390,537	152,198,224
指定管理料	12,000,000	12,000,000	6,500,000
その他	624,447	513,336	709,636
合 計	163,920,272	165,903,873	159,407,860

費 用	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人件費	58,021,653	58,161,275	56,533,376
広告宣伝費	1,316,895	1,497,882	1,545,174
通信運搬費	3,386,754	3,958,098	3,738,713
光熱水費	26,595,103	24,881,717	25,397,656
消耗品費	4,388,891	4,191,305	4,551,543
委託料	13,872,763	14,384,642	14,632,650
修繕費	1,863,240	1,824,149	998,582
旅費交通費	853,396	918,845	1,014,162
その他	50,998,508	51,508,061	49,825,889
合 計	161,297,203	161,325,974	158,237,745

収 支	2,623,069	4,577,899	1,170,115
------------	------------------	------------------	------------------